

# データ科学基盤・システム利用規約

## ICT 基盤整備・サービス連携委員会

### (趣旨)

第1条 この規約は、組織規程第6条第3項の規定に基づき、理化学研究所（以下「研究所」という。）情報システム部（以下「システム部」という。）が整備・運営し、情報化統括責任者及び情報化統合戦略会議設置規程（平成18年3月23日規程第18号）第8条第1項に基づく、ICT 基盤整備・サービス連携委員会（以下「委員会」という。）で整備・運用・サービス方針が決定されるデータ科学基盤・システム（以下「システム」という。）の利用・運用について定めるものとする。

### (利用目的)

第2条 システムは、研究所がその使命とする科学技術研究等の推進と発展に研究所として資すること目的とし、研究に関わるデータの保存・公開やその解析を主要な目的とする。

2 本システムの利用者は、その目的を十分に認識し、目的に合致する研究の遂行に努めること。

### (利用方法とプロジェクト申込)

第3条 システムは利用者にテナントを提供し、利用者はテナントを構築し利用する。

2 システムを利用しようとする者は、委員会が定める運用実施手順（以下、「手順」という。）に基づき、プロジェクトとその支払責任者を定めなければならない。

3 支払責任者は部長に所定の利用申込みを行うものとする。

### (利用資格)

第4条 利用者はプロジェクトの申請やテナントの構築を行うプロジェクトメンバーとテナント内の計算資源を利用する VM 利用者に分かれる。

2 プロジェクトメンバーの利用資格を有する者は、次に掲げるものとする。

(1) 研究所の身分を持つもの。

(2) 支払責任者が研究所に資する研究を遂行するために必要な作業を行うと認められた者。

(3) 部長が情報システム本部運営上必要と認められた者。

3 VM 利用者の利用資格は、支払責任者がプロジェクトを遂行する上で必要であると認められたもので、支払責任者の責任で与えられる。

(システム運用)

第5条 部長は手順に基づく実運用に責任をもつ。

(利用負担金)

第6条 サービスについて、情報システム本部が提供する情報システムサービスに関する規定（令和2年3月11日規定第247号）に基づき利用負担金を設定する。

2 利用負担金の対象となるサービスや利用料などは、情報システム本部が提供する情報システムサービスに係る利用負担金の取扱いについて（平成30年7月3日通達第99号）で定められる。

(利用承認)

第7条 第3条の利用申込みを受け付け、部長が利用を認めたときは、これを承認し、承認された課題のプロジェクト番号を支払責任者に通知するものとする。

(プロジェクト番号の有効期間)

第8条 前条のプロジェクト番号は有効期間を持つものとし、手順において具体的な有効期限を定めるものとする。

(テナントの管理)

第9条 支払責任者は、テナントのセキュリティを確保し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 支払責任者は、プロジェクトメンバーとVM利用者の目的外利用や不正利用の防止に努めなければならない。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、システムの利用に当たっては、本規約を遵守し、手順に従わなければならない。

(施設・設備等の利用)

第11条 利用者は、システムの利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、第2条に規定する利用目的の範囲内において、システム部の施設、設備及び物品を使用することができる。

(届出)

第12条 プロジェクトメンバーは、プロジェクトの有効期間内において登録情報（所属やメールアドレス）に変更が生じたときは、速やかに部長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第13条 利用者は次の各号の一に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第2条に規定する利用目的以外にシステムを利用すること。
- (2) 第6条における利用承認を受けた内容以外でシステムを利用すること。
- (3) 研究所の情報セキュリティ対策規程、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順に反すること。

(利用承認の取消等)

第14条 部長は、システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者は前項の指示に従わない場合、又は次の各号の一に該当したときは、部長はシステムの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 第4条の利用資格を喪失したとき。
- (2) 第8条におけるテナント管理が不十分なとき。
- (3) 第13条に規定する禁止事項に抵触したとき。
- (4) 研究所から要請があったとき。

(結果の帰属)

第15条 利用者が主体的にシステムを利用して得られた結果は、利用者に帰属するものとする。

(利用成果)

第16条 利用者は、システムの利用が重要な位置を占める研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に研究所の所属およびシステムを利用した旨を可能であれば明記すること。

(秘密保持)

第17条 システム部は、利用者の承諾を得ない限り、システムの利用に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報（各種コード、データや利用者が特定されるシステムログなど。）を厳格に取扱い、システム部運用上の目的以外には利用してはならない。

2 システム部は、利用者や研究内容が特定されないよう加工した利用者サポート情報や運用データ（システムを運転・運用したことによって機械的に生成されるデータ）を発表などに利用できるものとする。

(免責事由)

第18条 システム部は、利用者へシステムの安定的な提供については最善を尽くすが、システムが常に無障害であることを保証できない。システム部は、利用者がシステムを利用したことによって生じた損害について、一切の責任および負担を負わない。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、システムの利用や運用に関し必要な事項は部長が別に定める。

附 則

1. この規約は、令和2年10月19日から施行する。